

未就学児をもつ母親の賃金ペナルティの推定

立命館大学衣笠総合研究機構 竹内麻貴

1 目的

本研究の目的は、日本における母親ペナルティ（「子どもをもつ女性」の賃金が「子どもをもたない女性」に比べて低いこと）について、就労に関するセレクションを考慮した分析を通じて明らかにすることである。大半の女性が出産離職する日本では、女性の労働参加において子どもをもつことのコストが、主に出産による離職・転職、再就労後の非正規雇用化といった就業状態によって捉えられてきた。だが超高齢社会において、出生力回復と女性の労働参加促進を達成するには、母親ペナルティの実態とメカニズムを明らかにし、特に未就学児をもつ母親の就労が家計の補助ではなく維持機能をもてる社会に向けた政策的見立てを行う必要がある。本研究では、母親の継続的労働参加を背景に、欧米先進諸国で蓄積されてきた母親ペナルティの理論および分析枠組み（Budig & England 2001; England et al 2016）に依拠しつつ、出産によって労働参加にセレクションが生じる日本の現状も考慮した分析手法により、日本の母親ペナルティの大きさとメカニズムについて計量的に明らかにする。

2 方法

データは「2015年社会階層と社会移動調査（2015SSM調査）」のデータを用いる。分析対象は未就学児をもつ時期の継続的就業の困難に直面する、21～34歳の被雇用者として働く女性である。被説明変数には「対数変換した時間あたり賃金」、主な説明変数には未就学児である6歳以下子ども人数を用いる。まず、年齢と子ども変数のみを用いたOLSによって、母親ペナルティの大きさを推定する。その後、世帯、人的資本、就業経験および職場環境や働き方に関する変数を加えたときの子ども変数の変動をみることで、母親ペナルティのメカニズムを検討していく。また、日本の母親の就労においては就労する・しないのセレクションが生じることを考慮し傾向スコアを用いた推定を行う。

3 結果および結論

分析の結果、統制する条件に依存しつつも6歳以下の子ども1人につき約7%～19%の賃金低下が生じることが明らかになった。またMPが生じるメカニズムについては、無業期間の長さによって最も説明されること、さらに両立しやすい職場環境であればMPが抑えられることが明らかになった。

文献

Budig, M. J. & P. England, 2001, “The Wage Penalty for Motherhood,” *American Sociological Review*, 66(2): 204-225.

England, P., J. Bearak, M. J. Budig & M. J. Hodges, 2016, “Do Highly Paid, Highly Skilled Women Experience the Largest Motherhood Penalty?,” *American Sociological Review*, 81(6): 1161-1189.

【付記】

本研究はJSPS科研費特別推進研究事業（課題番号25000001）に伴う成果の一つであり、本データ使用にあたっては2015年SSM調査データ管理委員会の許可を得た。